

網掛け部分と下線を引いた部分は説明内容です。

記載例

徴収猶予申請書

令和 3 年 2 月 1 日

柏市長 宛

地方税法第15条の2第1項の規定により、以下のとおり申請します。

申請者	住所 (所在地)	柏市柏5-10-×	
	氏名 (名称)	柏 太郎	
猶予を受けようとする税額	別紙 猶予申請明細書のとおり	猶予を受けようとする市税の内訳です。ご連絡いただければ、明細を送ります。	
猶予該当の事実及び一時に納付することができない事情の詳細	<input type="checkbox"/> 災害・盗難等 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷 <input type="checkbox"/> 事業廃止・休止 <input checked="" type="checkbox"/> 事業につき著しい損失		
	<input type="checkbox"/> 類推事実 () 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少し、多額の損失が出たため。		
納付計画	別紙 分納計画書のとおり	対象となる市税の分納計画書です。ご相談いただければ、計画書を送ります。	
猶予期間	令和 3 年 2 月 1 日 から 令和 4 年 1 月 31 日 まで		
担保提供 △100万円超▽	<input type="checkbox"/> 有	担保の詳細	(住所) (氏名)
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別な事情	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予事実証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書(100万円以下) <input type="checkbox"/> 財産目録(100万円超) <input type="checkbox"/> 猶予日前1年の収支実績並びに同日以後の収支を明らかにする書類(100万円超)⇒ <u>収支の明細書</u> <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第6条の10により提出すべき書類その他担保提供に必要となる書類(100万円超)		

猶予を受けようとする市税の内訳です。ご連絡いただければ、明細を送ります。

対象となる市税の分納計画書です。ご相談いただければ、計画書を送ります。

・猶予額が100万円以下の場合には記入不要です。
・猶予額が100万円を超える場合は、猶予額に見合った担保(土地、建物など)または保証人の保証が必要です。
「有」にチェックマークし、その詳細を記入してください。
・猶予額が100万円を超えるが、担保や保証人がいない場合は、「無」にチェックマークし、「提供できる担保がないため」と記入してください。

「猶予事実証明書」には、例えば次のようなものがあります。

① 災害又は盗難の場合は、り災証明書、盗難の被害届の写し等

② 疾病又は負傷の場合は、医師による診断書、医療費の領収書等

③ 事業の廃止又は休止の場合は、廃業届等

④ 事業について著しい損失を受けた場合は、決算書等

⑤ 解雇された場合は離職証明書等、収入が著しく減少した場合は、減少前の収入と減少後の収入が分かるもの(給与明細等)